

村上市議会基本条例

(検討結果)

第 22 条に 2 項を追加する。

(議員の政治倫理)

第 22 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

2 議員は、市から活動や運営のすべてに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。

(改正案)

村上市議会基本条例の一部を次のように改正する。

第 22 条に 2 項を加える。

2 議員は、活動経費の全部を市からの補助金等で運営している団体の役員には就任しないものとする。

村上市議会基本条例《逐条解説版》

(現行)

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めるものです。

【解説】

○ 議員の倫理については、本条例第3条の議員の活動原則にも定めてありますが、議員は、市民の代表として高い倫理観が求められることから、改めて本条を定めるものです。

○ 本条は、議員は、まず第一に市民の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚した上で、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位を保つよう努めなければならないことを定めるものです。

(改正)

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

2 議員は、活動経費の全部を市からの補助金等で運営している団体の役員には就任しないものとする。

【趣旨】

○ 本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めるものです。

【解説】

○ 議員の倫理については、本条例第3条の議員の活動原則にも定めてありますが、議員は、市民の代表として高い倫理観が求められることから、改めて本条を定めるものです。

○ 第1項は、議員は、まず第一に市民の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚した上で、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位を保つよう努めなければならないことを定めるものです。

○ 第2項は、具体的に、議員は、活動経費の全部を市からの補助金等で運営している団体の役員には就任しないことを定めるものです。

○ なお、第2項で「補助金等」とは補助金、助成金及び交付金をさします。また、「役員」とは、役員の名称にかかわらず、団体の代表者及び役員会の構成員となっている役員をさします。